

令和7年度

就農ガイドブック



北群馬渋川農業担い手支援協議会



目次

まずは事前にチェック	2
渋川市、榛東村、吉岡町はどんな地域？	4
就農までの流れ	5
栽培・経営管理の技術の習得	7
農地の確保	9
認定新規就農者制度	10
認定新規就農者に認定されるまでの流れ	11
就農準備時の各種支援制度	12
移住定住支援	14
経営開始時、開始後の各種支援制度	15
各種資金	22
おすすめ品目の紹介	24
就農事例	27



まずは事前にチェック

☐ 家族の十分な同意を得ています。

家族の同意と理解を得て、応援や支援を受けながら農業を始めます。お一人で農業を始める場合でも家族の同意・理解は得ましょう。

☐ 農業で生活するには3～5年必要なことを理解しています。

ある機関の調査では、ほとんどの人が就農後3～5年ほどは経営的に苦しい時期が続くとあります。自己資金の確保、安定した経営を目指します。

☐ 自己資金を確保しています。

就農するには機械・施設の購入、経営初年度に必要な種苗や肥料代など多額の資金を必要とします。また、生活費は自己資金で賄います。最低2年間は収入が見込めなくても生活できるだけの自己資金を営農資金とは別に用意しましょう。

☐ 農業技術の習得は出来ています。

将来的に独立をサポートしてくれる農業法人等で働きながら学んだ経験や、農家研修などを利用して、農業を実践した経験はありますか。農業を始めるために技術の習得は必ず必要です。

□ 農地は確保（予定含む）出来ています。

農地の貸借、売買には農業委員会の許可が必要です。

□ 栽培したい品目は考えています。

適地適作と言われるように、その土地にあった農作物を選択することが重要です。

□ 地域の人との付き合いを大切にします。

農村では用水や農道の管理作業、伝統行事など付き合いが大切になります。
研修期間中から地域の農家と付き合うことで、就農がスムーズになります。

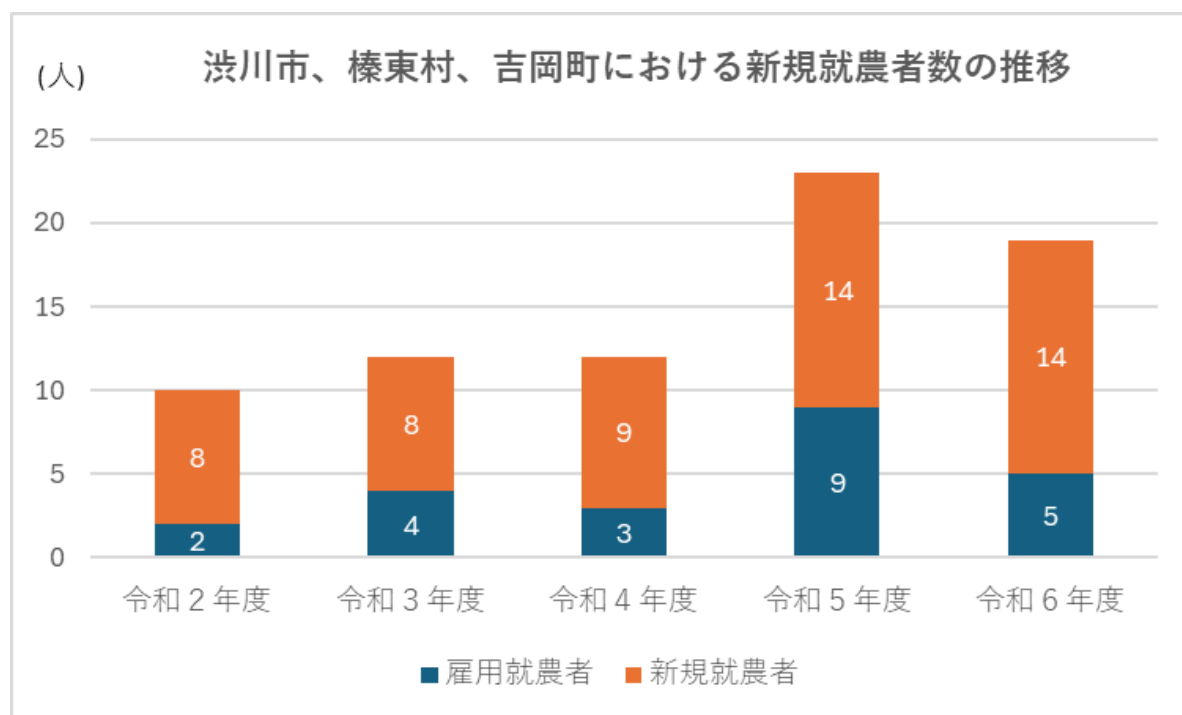
□ 農業を一生の仕事とします。

今日の厳しい農業情勢の中では優れた経営管理能力がなければ生き残れません。農業技術だけでなく経営感覚も身につけた「経営者」を目指しましょう。



渋川市・榛東村・吉岡町どんな地域？

この地域は、耕地面積の約8割は畑地が占めています。コンニャクを始めソバ、コギクの産地です。榛名東麓地域では、ネギ（下仁田ネギを含む）・チンゲンサイ・ブロッコリー・キャベツ・ナスを中心とした野菜生産が盛んです。一方、赤城西麓地域では、主要品目のハウレンソウ・ネギ・ブロッコリー・コンニャク・ソバ・ズッキーニ・ナス・キャベツ等の産地化に取り組んでいます。伊香保温泉等の観光地に隣接している立地条件を活かし、ブルーベリー・ブドウ・リンゴ・イチゴを中心とした観光農業も盛んです。新規就農者は毎年10名前後で推移しています。



就農までの流れ

情報収集・就農相談

相談窓口や就農相談会（たとえば新・農業人フェアなど）で具体的な話を聞き、さらに現地へ行きましょう。そして、経営者になるのか従業員として働くのか、どこで（就農地）何を（営農作物）つくるのか、考えをまとめましょう。成功には計画が大切です。

就農相談は各市町村・農業委員会、JA赤城たちばな・JA北群渋川、中部農業事務所渋川地域農業課で実施しています。明確な営農計画（生産計画、販売計画、資金計画）を立てましょう。



就農には、①技術やノウハウの習得
②資金の準備 ③農地の確保
④機械の購入や施設の確保
⑤住宅の取得が必要です。

農業体験・現地見学

自分に何が必要なのかを知ることが大切です。必ず現場に足を運び、体験しましょう。詳しくは7ページへ。



目指す理想像を描く

【何を】作目、単一経営か複合経営か、6次産業化などの経営形態。
【どこで】就農場所を明確に思い描きましょう。



経営者になる

会社で働く

研修（知識・技術の習得）

農業を始めるには、技術の習得が必要です。理想の農業のスタイルを見つけたら、1～2年間の研修をしましょう。研修先は、個人農家・学校・農業法人があります。栽培技術だけではなく、経営管理、労務管理、販売方法、農村での暮らし、消費者との接し方についても学びましょう。就農を希望する場所の近くで研修すれば、空いている農地や住居の情報が得やすくなります。研修先の選定は慎重に行います。

農業法人で働く

何を身につけられるのか、何を身に付けたいのかをよく吟味して就職を決めることが大切です。

就農準備

農地探し、家探し、道具や機械の入手など、就農には多くの準備が必要です。また家族がいる場合は、その理解を得ることも大切。新規就農とは、事業の経営者になることです。就農後の生計を成り立たせるために、自ら計画（資金・営農）を必ずつくって、多くの人に見てもらいましょう。計画の認定を受ければ、就農に関する支援事業を利用することも出来ます。



就農

就農してからが本当の始まりです。1年目は技術が未熟で、所得も予想より少ない場合が少なくありません。また、技術向上のためにも、地域に適した品目や気候を知り、先進的農家の話を聞きましょう。さらに、農村で暮らすことは農村社会の一員になること。農村にうまく溶け込むために、集落の集まりには積極的に参加し、腹を割って相談できる相手をつくり、地域との信頼関係を築きましょう。



栽培・経営管理の技術習得

始めたい農業のイメージが決まったら、徐々に技術や経営管理のやり方を身につけていく必要があります。

農業技術や経営手法を修得するための研修には次のようなものがあります。

農業体験・研修

(1) 農業体験事業 問合せ：公益財団法人群馬県農業公社

将来、群馬県内で就農を目指す人を対象にした農業体験を実施します。

コース：2日間コース（定期開催）、2日間コース（随時開催）、

7日間コース、1ヶ月間コース

連絡先：027-251-1220

(2) 群馬県立農林大学校

農業の担い手を養成する教育機関です。就農者を養成する農業経営学科(野菜、花き・果樹、酪農肉牛、社会人の各コース)や、農業についての基本的な知識や技術を学ぶぐんま農業実践学校(就農準備校)を開校しています。

コース：野菜コース、花き・果樹コース、酪農肉牛コース（2年制）

社会人コース（1年生）

ぐんま農業実践学校 コース：野菜専門技術コース

（通年の午前中、全70回）

野菜基礎技術コース（半日、全10～12回）

有機農業コース（半日、全25回）

いちごコース（半日、全8回）

連絡先：027-371-3841

(3) 雇用就農

農業法人に就職して働きながら、栽培技術や経営を続けてゆくための技術や知識を身に付けます。農業経営を開始するのに必要な資金を貯めることも出来ます。

(4) 農家研修

就農地と将来的な栽培品目が決まっていれば農家研修という方法もあります。実践的な栽培技術を習得でき、就農地の農業者とのつながりが出来ます。研修受入れ先が就農後も栽培技術等の相談にのってくれます。

農業経営に必要な基礎知識の習得

(1) 就農支援講座 問合せ:JA赤城たちばな 農畜産課

農薬の適正使用、土壌肥料の基礎、農作業安全など農業で必要な基礎的な知識を学ぶ講座を開催しています。

※開催時期、内容については、JA赤城たちばな農畜産課にお問い合わせください。

(2) 農業複式簿記入門講座 問合せ:中部農業事務所担い手・園芸課

農業経営管理の基本となる複式簿記を習得することで、自身の経営管理能力を高めるとともに、経営改善に役立てることを目的とした、全7回の講座を開催します。

開催時期: 11~12月

- 1回目(複式簿記の仕組み・勘定科目について)
- 2回目(取引、仕訳について・伝票の書き方)
- 3回目(伝票の集計と試算表・日常取引の仕訳演習)
- 4回目(日常取引の仕訳演習)
- 5回目(日常取引の仕訳演習)
- 6回目(減価償却費の計算)
- 7回目(決算の進め方)

連絡先:027-233-9255





農地の確保

農業を始めるためには、農業生産の基盤となる農地を確保する必要があります。農地を売買や貸借する場合は、法律に基づく手続きが必要です。

(1) 農地法に基づくもの

概ね以下の条件を満たせるか否かを市町村農業委員会において審査し、農地の売買・借受けの許可を得ます。

- ア 申請地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に利用して耕作すること(全部効率利用要件)
- イ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと(農地所有適格法人要件)
- ウ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- エ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもの

◆農地中間管理事業（農地バンク）とは？

都道府県知事が指定する農地中間管理機構（群馬県農業公社）が、地域計画（目標地図）の実現に向けて、農地所有者等から農地を借り受け、担い手等に貸し付けを行い、農地の集積・集約化を進めていきます。

農地法に基づくものの条件、ア、ウ、エを満たし、市町村における農地等の総合的な利用計画に即していれば、新規就農者として農地を借り受けることができます。

農地の貸し借りは、原則として農地中間管理事業により行うことになります。

※渋川市農業委員会では農地法による許可申請の際、農地の権利を取得することにより経営面積が2,000㎡に達する方に対して、営農計画書を提出していただき面談を行います。

面談では、農業経営を始めるための資金計画や経営計画が適切であり、農地等の効率的な利用が図られるかを判断し、助言や就農の支援を行います。

詳しくは、渋川市農業委員会事務局までお問い合わせください。

認定新規就農者制度

1 認定新規就農者制度とは

就農前に「青年等就農計画」を作成し、その内容が適切であると各市町村が認めた方です。

認定を受けると、独立して農業を始める際に必要な機械・施設への投資資金や所得確保支援等の支援策が優先して受けられるなどのメリットがあります。

2 青年等就農計画とは

これから農業を始めようとする方が自ら農業経営に関する目標や必要な機械等について、所定の様式に沿ってまとめた計画です。認定新規就農者制度は、この計画を農業を行う市町村に提出して、一定の基準等に基づいて市町村長が認定する制度です。この計画の認定を受けた新規就農者を認定新規就農者といいます。

3 青年等就農計画の主な申請要件

(1) 対象者(認定を受けられる者)

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等

ア 青年(原則18歳以上45歳未満)

イ 知識・技能を有する者(45歳以上65歳未満)

- ・農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
- ・農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
- ・商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
- ・商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

ウ 上記の者が役員の過半を占める法人

農業を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除きます。

(2) 青年等就農計画の認定要件

- ・その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること。
- ・その計画が達成される見込みが確実であること。等

4 認定新規就農者のメリット措置

- ・青年等就農資金(無利子資金)
- ・経営発展支援事業
- ・経営開始資金
- ・認定新規就農者への農地集積の促進
- ・経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)等

認定新規就農者に認定されるまでの流れ

ステップ1) 就農相談

各市町村、各市町村農業委員会、県等関係機関と就農や青年等就農計画の作成に向け相談会を行います。

ポイント！

渋川市では、新たに農業を始めたい人等を対象に就農を支援するための窓口として「新規就農者相談窓口」を開設しています。

ステップ2) 青年等就農計画作成

作目や資金調達計画など、就農から5年間の営農計画を作成し、実現可能な計画か、協議を重ねていきます。

ステップ3) 計画書を提出

計画書を各市町村へ提出します。また農地については農業委員会に利用権設定書類等の提出が必要です。

ステップ4) 審査

各市町村の認定審査会で審査を行います。

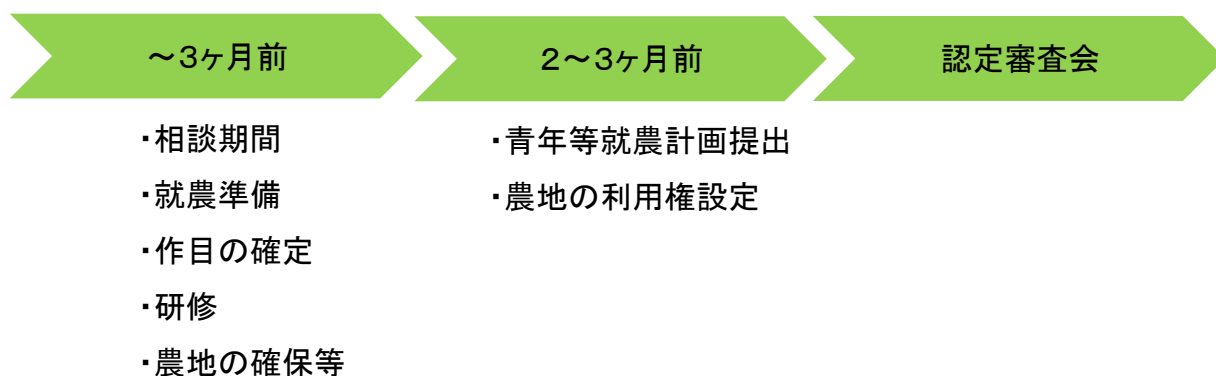
認定！



(青年等就農計画認定実施要領別紙1より)

青年等就農計画の審査は、これまでの研修経験、技術の習得状況、計画に記載した各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等、特に、農業技術(栽培・経営)を習得しているかを踏まえ、総合的に判断されます。販売計画、資金計画も重要です。さらに、指導等に当たっている農業者(農業経営士等)がいる場合は、その農業者の意見が尊重されます。

認定に向けてのスケジュール例



就農準備時の各種支援制度

1 就農準備資金 問合せ：渋川地域農業課

就農準備資金は、都道府県農業大学校や先進農家などで研修を受ける場合、研修期間中に月12.5万円(年間最大150万円)を概ね1年以上～最長2年間交付します。なお、海外研修を行う者については、交付期間が最長3年間となります。

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、研修中の所得を確保することで就農前の研修を後押しする資金です。

(1) 就農準備資金の主な交付要件

ア 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であること。

イ 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと。

(独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者となること。)

(親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者となる又は独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者となること。)

(雇用就農するものは研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用計画等を締結すること、または、研修終了後5年以内に独立・自営就農になること。)

ウ 都道府県等が認めた研修機関、先進農家・先進農業法人でおおむね1年以上(1年につきおおむね1,200時間以上)研修すること。

エ 国内で最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容を定めること。

(イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

オ 常勤の雇用契約を締結しないこと。

カ 生活保護、求職者支援制度等、生活費を支給する他の事業と重複受給でないこと。

キ 申請時の世代全体(親子及び配偶者の範囲)の総所得が600万円以下であること。

ク 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。

ケ 就農準備・経営開始支援事業の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

コ 交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの初級コースなど、農業経営力向上に資する研修を受講し、終了すること。



(2) 事業の対象となる主な研修先

ア 研修教育施設

- ・道府県農業大学校等

イ 県認定研修機関等

- ・農業経営士(名誉農業経営士を含む)又は研修受入体制の整っている青年農業士及び群馬県内で農業経営をしている認定農業者。

- ・経営継承希望農家

第三者への農業経営の継承を希望する農業者で、研修生に対する教育力・指導力があること。

(注意) 返還を要する場合

(1) 適切な研修を行っていない場合。

交付主体が、研修計画に即して必要な技術を習得していないと判断した場合。

(2) 研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合(継続研修の承認を受けた者は2年以内)。

(3) 交付期間の1.5倍(最低2年・海外研修を受けた者は5年間)の期間、就農を継続しない場合。

(4) 海外研修者は、就農後5年以内に定めた農業経営を実現できなかった場合。

(5) 親元就農の場合は、就農後5年以内に経営継承するか、独立・自営就農しなかった場合。

(6) 独立・自営就農した者は、就農後5年以内(親元就農は経営開始後)に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けなかった場合。

(7) 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内に、研修終了後の報告(就農状況報告、住所等変更報告、就農遅延報告、就農報告、就農中断報告、離農報告)を定められた期間内に行わなかった場合。

(8) 虚偽の申請をした場合。等



移住定住支援

1 空き家バンク 問合せ:各市町村(渋川市、榛東村、吉岡町)

渋川市、榛東村、吉岡町において空き家情報を掲載したホームページが開設されています。

渋川市空き家バンク

<https://www.city.shibukawa.lg.jp/faq/kurashi/sumai/sumai/p005590.html>

榛東村空き家バンク

<https://shinto-v10344.akiya-athome.jp/>

吉岡町空き家バンク

<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/jutaku/akiya/bank.html>

2 渋川市空き家活用支援事業 問合せ:渋川市 建築住宅課指導係

空き家を取得し、居住する目的でリフォームする者を対象に、空き家のリフォームに対し補助金を交付します。

補助率:20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額30万円(補助対象者の条件により加算あり(加算額を含め最大50万円))

連絡先:0279-25-7191

3 渋川市移住者住宅支援事業 問合せ:渋川市市民協働推進課移住定住支援係

住宅を取得して市外から転入する者を対象に5万円の助成金を交付します。

(加算額を含め最大128万円(特別加算に該当すると最大228万円))

連絡先:0279-22-2401



経営開始時、開始後の各種支援制度

1 経営開始資金 問合せ：市町村(渋川市、榛東村、吉岡町)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、独立・自営就農直後の経営確立を支援する資金を月12.5万円(年間最大150万円)を最長3年間交付します。

(1) 経営開始資金の主な交付要件

ア 就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること。

イ 独立・自営就農であること。

- ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
- ・主要な機械・施設を交付対象が所有又は借りていること。
- ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ・交付対象者が農業経営に関する主催権を有していること。



ウ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する経営に従事してから5年以内に継承し、かつ経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取り組みを行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する計画であると市町村長に認められること。

エ 就農する市町村の「目標地図」位置づけられていること(見込みも可)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

オ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、雇用就農資金(農の雇用事業)による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

カ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること。

キ 就農地域における将来の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

ク 交付期間内に農業経営人材育成研修プログラムの中級コース等、農業経営力の向上に資する研修を受講し、終了すること。

ケ 園芸施設共済の対象となる施設を有する場合は共済等に参加していること(見込みも可)。

コ 環境負荷低減に取り組む意思があること。

(2) 交付対象の特例

- ア 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分(最大225万円)を交付する。
- イ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付する。

(注意)返還を要する場合

- ア 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合。
- イ 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合。
- ウ 虚偽の申請を行った場合。

2 経営発展支援事業 問合せ:市町村(渋川市、榛東村、吉岡町)

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援します。

①通常枠

(1)主な交付要件

- ア 就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること。
- イ 令和6年度以降に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農であること。
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
 - ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
 - ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - ・交付対象者が農業経営の主催権を有していること。
- ウ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると取組主体に認められること。
- エ 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること(見込みも可)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- オ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること。(青年等就農資金を活用可。)
- カ 環境負荷低減に取り組む意思があること。





(2) 助成対象

助成対象となる事業内容は、下記の(ア)～(ウ)の取組で、自らの農業経営において使用するものであること。

- (ア) 機械・施設等の取得、改良又はリース、(イ) 家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、(ウ) 農地等の造成、改良又は復旧
- ・事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。
- ・対象となる機械・施設等が中古の場合は、中古耐用年数が2年以上のもので、適正価格で取引されるものであること。
- ・運搬用トラック、パソコン、倉庫等汎用性の高いものではないこと。
- ・事業対象となる機械等は、あらかじめ立てた計画の成果目標に直結するものであること。
- ・事業対象となる機械等について、園芸施設共済等に参加するなど、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。

(3) 助成額

支援額: 補助対象事業費上限1,000万円

(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)

補助率: 事業費の75%(国1/2以下、県1/4以下、本人1/4)

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助上限額の1.5倍を上限額とする。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合の補助対象事業費上限は、ア又はイのいずれか低い額となる。

ア 2,000万円

イ 経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でないものは1,000万円(夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額)として合算した額。



② 地域計画早期実現支援枠

(1) 主な交付要件

ア 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の新規就農者又はその者が経営する法人であること。

イ 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者又は法人(当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。)であること。

ウ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。

- ・農地の所有権又は利用権を交付対象者(交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む)が有していること。
- ・主要な農業機械、施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引をすること。
- ・交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

エ 青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けること。

オ 地域計画の目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下の(ア)又は(イ)を満たすこと。(下記ア又はイの詳細な内容については、市町村に確認すること)

(ア) 将来像が明確化された地域計画

(イ) 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画

カ 成果目標を事業実施年度の3年後の年度までに達成可能か就農・経営継承計画兼取組状況報告であると取組主体に認められること。

キ 青色申告を行うこと。

ク 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。

ケ 経営発展支援事業、経営開始資金、経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと。

コ 環境負荷低減に取り組む意思があること。

(2) 助成対象

ア 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

イ 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費

ウ p、18(2)(ア)に該当する事業内容

(3) 助成額

支援額: 国の補助額上限 600万円((2)ア～イの合計)

補助率: (2)ア及びイ 国1/3、都道府県又は市町村1/3(任意)

ウ都道府県の2倍を国が支援(国の補助上限1/2以下)



(注意) 返還を要する場合

ア 導入機械・施設等の処分制限期間(耐用年数)内に財産処分等(処分、目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保提供)を承認を受けずに行った場合は財産処分等の状況に応じて返還。

イ 虚偽の申請をしたことが判明した場合、助成金の全額を返還。

3 農業経営力向上事業「新規就農者支援」 問合せ: 渋川市、榛東村、吉岡町

認定新規就農者の就農初期の経営安定に必要な機械・施設の導入を支援します。

(1) 支援対象者: 農業経営を開始した日から起算して5年以内の認定新規就農者

(2) 補助率: ハード 2分の1以内(補助金額上限 農業用機械: 200万円 農業用施設: 300万円)

ソフト 2分の1以内(補助金額上限15万円)

募集は、事業実施を希望する年度の前年度2月頃に、市町村を通じて行います。

事業内容について計画作成に時間がかかる場合や、予算の確保が必要な場合もあるので、補助事業を希望される場合は、前年度の7月頃までに就農地の市町村にご相談ください。

4 野菜花き生産力強化事業の野菜メニュー「いちご生産拡大サポート」

問合せ: 渋川市、榛東村、吉岡町

認定新規就農者は、初期投資が大きいイチゴで就農する場合のみ補助対象となります。

(1) 対象者: 認定新規就農者等

(2) 対象経費: イチゴの栽培施設整備(付帯施設のみの整備は認めない)、機械整備。

(3) 交付金額: 補助対象経費の3/10以内(補助額の上限は施設1000万円、機械500万円)

事業内容について計画作成に時間がかかる場合や、予算の確保が必要な場合もあるので、補助事業を希望される場合は、前年度の7月頃までに就農地の市町村にご相談ください。





5 経営継承・経営発展事業 問合せ:(一社)全国農業会議所

(1) 対象者

地域計画の担い手(個人又は法人)の経営を継承した後継者(親子、第三者など)であって、経営発展計画を策定し、経営発展に向けた取組を行う者を支援します。

令和5年1月1日から経営発展計画の提出時までには経営の主催権の委譲を受けるなどの要件を満たす必要があります。経営発展計画の提出先は市町村になります。(「農業次世代人材投資事業(経営開始型)」、「経営開始資金」に係る資金の交付を受けていないか、かつ過去に受けていないこと。「経営発展支援事業」を実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。)

(2) 補助額

補助上限額:100万円(国と市町村が2分の1ずつ負担)

市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1(上限50万円)を負担する場合に限って実施できます。

(3) 補助対象となる経営発展に向けた取組

経営の法人化、新たな品種・作物・部門の導入、認証の取得、データを活用した経営の実践、就業規則の策定、販路開拓、新商品開発、省力化・業務の効率化、品質向上、企画等の改善、防災・減災の導入。

(4) 申請窓口

各市町村(渋川市、榛東村、吉岡町)

連絡先:(一社)群馬県農業会議 027-280-6171

6 渋川市小規模農業者等営農活動支援事業補助金 問合せ:渋川市

営農を継続するために必要な機械の購入費用の補助を行います。

(1) 対象者

渋川市内に住所を有する農業者で、農産物販売金額が年間20万円以上500万円以下である方
※認定農業者及び認定新規就農者は対象外

(2) 補助対象事業

- ・小規模農業者等の営農を継続するために必要な機械の導入
- ・機械の耐用年数が3年以上であること

(3) 補助金額

- ・補助対象経費の3分の1の額とし、10万円を限度とする。

ア 交付基準

- ・補助金受領後も引き続き市内で3年以上営農すること。
- ・市税を滞納していないこと
- ・類似する国、県等から補助金の交付を受けていないこと又は受ける予定のないこと
- ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと



7 榛東村認定農業者農業経営改善補助金 問合せ:榛東村

認定農業者の育成、確保及び農業経営の改善を図るために農業用機械等の導入経費の一部を予算の範囲で補助します。

(1) 補助対象者

榛東村で就農する榛東村認定農業者又は認定新規就農者

(2) 補助対象事業(※ 消費税を除く)

ア 30万円以上の農業用機械及び農業用施設又は設備の導入

イ 中古の導入等は、残存価格30万円以上かつ残存耐用年数2年以上のもの

(3) 補助金額

事業に要する経費の30%又は補助額30万円のどちらか低い額とし、年度1回まで。

ア 交付基準

- ・農業経営改善計画の達成に必要な農業用機械等の導入。
- ・国、県、村等が行う他の補助事業に採択されていないこと。
- ・補助金の交付対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと。
- ・補助対象の農業用機械等の耐用年数以上営農を継続すること。

8 吉岡町認定農業者農業経営改善補助金 問合せ:吉岡町

認定農業者の育成、確保及び農業経営の改善を図るために農業用機械等の導入経費の一部を予算の範囲で補助します。

(1) 補助対象者

吉岡町で営農する吉岡町認定農業者又は認定新規就農者

(2) 補助対象事業(※ 消費税を除く)

ア 30万円以上の農業用機械及び農業用施設又は設備の導入

イ 中古の導入等は、残存価格30万円以上かつ残存耐用年数2年以上のもの

(3) 補助金額

事業に要する経費の30%とし、上限は30万円とする。

ア 交付基準

- ・農業経営改善計画の達成に必要な農業用機械等の導入。
- ・補助対象事業が、国、群馬県、町その他の自治体等が実施する同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- ・町税等の滞納がないこと。
- ・補助対象の農業用機械等の耐用年数以上営農を継続すること。



各種資金

1 青年等就農資金 問合せ:日本政策金融公庫

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を応援する無利子の融資制度です。

(1) 対象者 認定新規就農者

(2) 資金の使い道

経営開始に伴って必要となる施設・機械・果樹・家畜等の購入、農地等の賃借料、種苗や資材等その他の経営費等が対象となります。農地の取得費は対象外。

(3) 融資条件

- ・借入限度額:3,700万円(特認限度額1億円)
- ・貸付利率:無利子
- ・償還期限:17年以内(うち据置期間5年以内)
- ・担保等:実質無担保・無保証人

2 新規就農応援資金 問合せ:JA赤城たちばな、JA北群渋川

新規就農者に対して融資を行います。

(1) 対象者:就農開始後5年以内で農業経営を営む者

(2) 主な用途:農業用機械、施設、営農資金等

(3) 融資期間:55歳未満 12～17年以内(据置期間 3～5年)

65歳未満 5年以内(据置期間 2年以内)

(4) 融資限度額:55歳未満 1,000万円以内、65歳未満 500万円以内

(5) 金利:JAへ確認してください。

3 アグリマイティー資金 問合せ:JA赤城たちばな、JA北群渋川

(1) 対象者:営農実績のある70歳以下のJA組合員

(2) 主な用途:農業用機械、施設、営農資金等

(3) 融資期間:短期資金 1年以内、長期資金 15年以内(据置期間3年以内)

(4) 融資限度額:事業費の100%(上限は要相談)

(5) 金利:JAへ確認してください。

4 農業近代化資金(認定新規就農者の場合)

問合せ: JA赤城たちばな、JA北群渋川

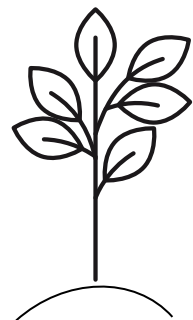
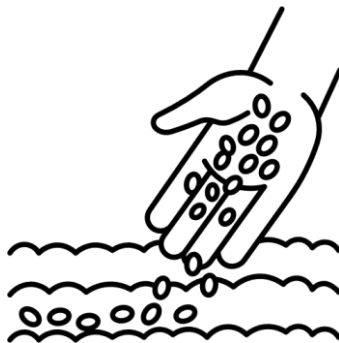
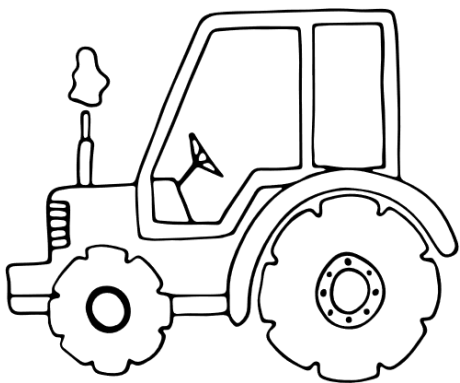
意欲と能力をもつ農業を営む者等が、経営改善に必要な機械・施設等を長期低利で借りられます。

- (1) 主な用途: 機械・施設の取得等
- (2) 融資期間: 原則15年以内(据置期間2~7年以内)
- (3) 融資限度額: 1,800万円以内(知事特認2億円)
- (4) 融資率: 80%
- (5) 金利: 0.8%(借入時期、市町村により異なる)
- (6) 取扱融資機関: JA、農林中金、銀行、信用金庫等

5 経営体育成強化資金(認定新規就農者の場合) 問合せ: 日本政策金融公庫

認定新規就農者が農地等の取得ができる唯一の制度資金です。

- (1) 主な用途: 農地等の取得、機械・施設の取得、長期運転資金等
- (2) 融資期間: 25年以内(据置期間3年以内、青年等就農計画に従って行う借入金1,000万円以下の農地等の取得は5年以内、果樹の新植等は10年以内)
- (3) 融資限度額: 1億5,000万円以内
- (4) 融資率: 事業費の80%(青年等就農計画に従って行う借入額1,000万円以下の農地等の取得は100%)
- (5) 金利: 0.8%(借入時期、市町村により異なる。)



おすすめ品目の紹介

～経営の柱となる品目～



露地ナス（品種：くろべえ等）



定植



収穫

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作付体系					△	■						
労働時間 (h/10a)	4	2	3	18	48	94	165	177	162	106	0	5

【特色】

初夏から晩秋まで長期間出荷出来るため、安定した所得が得られる。初期投資が比較的少ない。栽培管理が可能な株数の目安は1人当たり600株(10a)

【収益性の目安(10a当たり)】 収量:7,000kg 粗収益:270万円 所得:130万円

～他品目との組み合わせ例～



ネギ（品種：夏扇系）



播種



定植



収穫

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作付体系	○		△		○	△				■		
労働時間 (h/10a)	20	24	25	32	30	18	4	5	4	11	19	18

【特色】

冬場に安定した所得が得られる。出荷調製作業に労力を要する。露地ナスと共通病害が少ない。近年黒腐菌核病が多発生しているため、注意が必要である。

【収益性の目安(10a当たり)】 収量:4,000kg 粗収益:113万円 所得:28万円



露地ズッキーニ

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作付体系				○	△	■						
労働時間 (h/10a)	0	0	0	2	10	30	58	54	42	22	1	0

【特色】

夏期にも栽培が可能であり、比較の出荷調製作業が容易。

【収益性の目安(10a当たり)】 収量:2,000kg 粗収益:58万円 所得:20万円



ブロッコリー(品種:おはよう、クリア)

● 播種 ▲ 定植 ■ 収穫

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作付体系							●	▲		■		
労働時間(h/10a)	8	10	10	1	2	1	6	17	12	8	10	6

【特色】

品種の組み合わせによって収穫期間を拡大出来る。夏場の育苗作業が露地ナスと競合する。

【収益性の目安(10a当たり)】

収量: 1, 200kg 粗収益: 28万円 所得: 6万円



露地ホウレンソウ

● 播種 ■ 収穫

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作付体系									●	■		
労働時間(h/10a)	69	9	12	0	1	0	1	1.5	4	28	67	82

【特色】

播種時期をずらすことや被覆資材の活用により10月から3月にかけて出荷可能。

【収益性の目安(10a当たり)】

収量: 1, 200kg 粗収益: 57万円 所得: 18万円



ハウスホウレンソウ

● 播種 ■ 収穫

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作付体系		■	●	■	●	■		●	■	●	■	●
労働時間(h/10a)	48	44	52	49	46	30	16	18	43	39	42	52

【特色】

パイプハウスを利用した周年栽培。夏場は露地ナスと作業が競合するため注意。

【収益性の目安(10a当たり)】

収量: 5, 000kg 粗収益: 250円 所得: 88万円

就農事例(新規参入)



経営規模:就農時 露地ナス20a ブロッコリー60a アレッタ15a
R6現在 露地ナス20a ブロッコリー40a アレッタ30a
下仁田ネギ20a ズッキーニ0.5a

就農までの経緯 農業とは別の会社に勤めていたが農業への憧れを持っており、意を決して就農。

就農後の状況 1年目は栽培方法がわからず、また条件の良い畑を確保出来ず失敗をたくさんした。わからないことは指導センターや農協に聞いたり、地域の人と積極的に交流することで栽培技術も徐々に上がり安定的な収量を確保出来るようになった。

今後について 前年の自分に負けないよう生産量を伸ばしていきたい。

これから就農する人へアドバイス 農業はお金にならないこともある。それを覚悟の上で農業を面白いと思える人に向いている。地域の人と交流していると空いている畑の情報をもらえたりするので、地域とのつながりはとても大切。

渋川市 H氏(令和2年就農)

就農事例(新規参入)



経営規模:就農時 ブドウ60a
R6現在 ブドウ62a

就農までの経緯 県外出身で別の仕事をしていた。1年くらい考えブドウ栽培を始めたいと思い、ブドウの産地の農業公社に問い合わせた。親身になってくれた群馬県でちょうど廃園になるブドウ園の情報をもらい就農。

就農後の状況 廃園になるブドウ園の情報をもらったのが12月頃で冬に剪定をしないと樹がだめになってしまうとのことで急いで群馬に来た。その年にはブドウの販売を行い、とても忙しかった。栽培技術を持たず就農したため、苦労したが普及指導員や近くの生産者に栽培方法を教えてもらい3年目には経営が軌道に乗るようになった。

今後について 現状を維持し、品種の更新を行いながら夫婦2人で営農していきたい。

これから就農する人へアドバイス 農業は最高の仕事だと思う。やりたいと思ったら絶対にやった方が良く。仕事をしながら自己資金を貯め、お金に余裕を持って始めることをおすすめする。

榛東村 T氏(平成17年就農)

就農事例(雇用就農)



経営規模:就農時 イチゴ13a コンニャク3.2ha
R6現在 イチゴ13a コンニャク4ha

就農までの経緯 親戚に就農をすすめられたことがきっかけ。農林大学校に進学し、卒業後親戚のもとで就農。

就農後の状況 就農して1～2年目は何も出来ず怒られてばかりだった。少しずつ農作業にも慣れ、イチゴやコンニャクの組合の研修会等にも参加して情報を収集し、今ではコンニャクは任せてもらえるようになった。自分のペースで作業が出来ることが農業の魅力と感じている。

今後について イチゴを増やしたい。またブルーベリー等も考えており、観光農園にしていければと考えている。

これから就農する人へアドバイス 農業をやると決めたらやり抜くぞという気持ちが大切。農業は自分との戦い。いかに効率よく作業を進められるか、自分なりに模索しながら楽しく農業をして欲しい。農業未経験の人は就農する前の準備期間が大切。就農前に

渋川市 T氏(平成27年就農) 農家で2～3年修行することがおすすめ。

就農事例(親元就農)



経営規模:就農時 長ネギ40a 下仁田ネギ40a
R6現在 長ネギ2ha

就農までの経緯 農業とは別の会社に勤めていたが以前から農業に興味があり、父の農業を引き継ぐ決心をし、就農。

就農後の状況 1年目の感想は「農業は想像以上にお金にならない」だった。父から長ネギの栽培を教えてもらっていたが、親のやり方しか学べないこと、地域で長ネギをメインで栽培している生産者がいないことからもっと知見を広げたいと思った。群馬県で実施していたフロントランナー養成塾に参加したりSNSを通じてネギを栽培している生産者と繋がり、自分の経営について1から考えるようになった。

今後について 人を雇いさらに安定したネギ生産が出来るようにしたい。

これから就農する人へアドバイス SNSで簡単に情報を得られる時代だが、嘘の情報が含まれていることもあるのでよく注意して欲しい。就農する地域で栽培している作物はその地域の生産者がよく知っている。地域の人との交流を大切にしたい。

榛東村 I氏(平成19年就農)

問い合わせ先

〈渋川市 農業委員会事務局〉

〒377-0007 渋川市石原6番地1

TEL:(代表)0279-22-2111 (直通)0279-22-2920

〈渋川市 産業観光部農政課 担い手支援係〉

〒377-0007 渋川市石原6番地1

TEL:(代表)0279-22-2111 (直通)0279-22-2593

〈榛東村 農業委員会事務局〉

〒370-3593 北群馬郡榛東村大字新井790番地1

TEL:(代表)0279-54-2211 (直通)0279-26-2559

〈榛東村 産業振興課 農林係〉

〒370-3593 北群馬郡榛東村大字新井790番地1

TEL:(代表)0279-54-2211 (直通)0279-26-2559

〈吉岡町 農業委員会事務局〉

〒370-3692 北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

TEL:(代表)0279-54-3111 (直通)0279-26-2281

〈吉岡町 産業観光課 農業振興室〉

〒370-3692 北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

TEL:(代表)0279-54-3111 (直通)0279-26-2281

〈JA赤城たちばな 農畜産課〉

〒377-0062 渋川市北橘町真壁1386-1

TEL:0279-52-2116

〈JA北群渋川 営農経済部 営農経済戦略室〉

〒370-3602 北群馬郡吉岡町大久保2296番地の2

TEL:0279-20-5577

〈中部農業事務所 渋川地域農業課 担い手係〉

〒377-0027 渋川市金井395

TEL:0279-23-1321